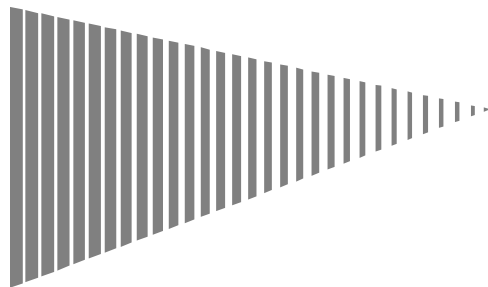


資源エネルギー庁 御中

競争環境下における原子力事業者が直面する
会計上の論点に関する調査報告書

平成27年3月31日



EY 新日本有限責任監査法人

Building a better
working world

目次

1. はじめに	...page 3
(1) 本調査の目的	
(2) 前提条件	
2. 検討の範囲	...page 5
3. 個別論点	...page 6
(1) 廃止措置資産	
(2) 廃炉費用	
(3) 使用済燃料再処理費用	
(4) 卸電気事業者	
(5) 繰延税金資産の回収可能性	
(6) 計画外廃炉	

1. はじめに

(1) 本調査の目的

- ▶ 電力システム改革については、平成25年11月に第1段階、平成26年に第2段階の電気事業法の一部を改正する法律が成立し、平成28年を目途に電気の小売業への参入の全面自由化（電力システム改革の第2段階）、平成32年を目途に法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化（電力システム改革の第3段階）の実施を行っていくことが予定されている。
- ▶ 一方で、原子力発電については、平成26年4月に閣議決定された、第4次「エネルギー基本計画」において、「重要なベースロード電源」と位置づけられた。現在ここに示された原子力分野に関する方針を具体化すべく、必要な措置のあり方等について、原子力小委員会が開催される等議論が進められているところであり、上記電力システム改革の進展による競争環境下において、民間事業者が原子力事業を行う中で、廃炉の円滑な実施、迅速かつ最善な安全対策、安定供給といった課題に対応するための環境整備が喫緊の課題となっている。
- ▶ 本調査は、上記原子力小委員会での議論を踏まえ、電気事業法第3弾改正が実施され、競争環境が整備されていく状況下において、廃炉の安全かつ確実な実施等、原子力事業者が直面する（料金）制度上・会計上における課題と必要な措置について調査分析を行う。この調査分析を通じて、競争環境下における原子力事業の在り方を検討することで、我が国の電力システムの最適な設計を志向し、もって電源立地の円滑化に資することを目的とする。

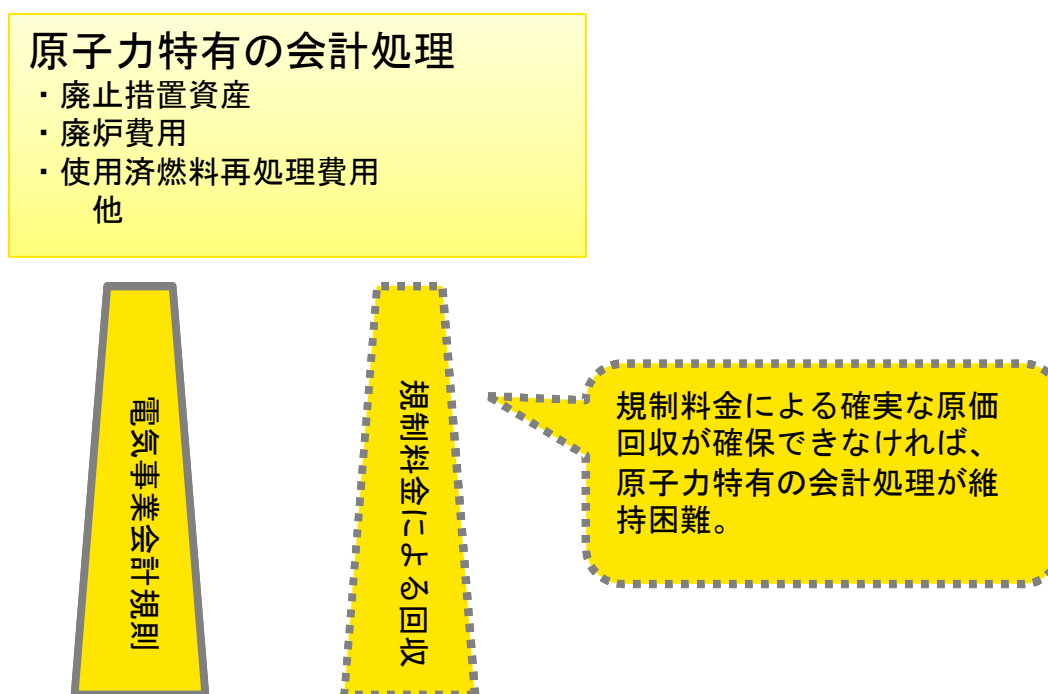
1. はじめに

(2) 前提条件

- ▶ 当法人は、当法人と貴庁との間で締結された平成26年11月28日付けの平成26年度電源立地推進調整等事業（競争環境下における原子力事業者の課題・影響調査）に関する委託契約書に基づき、貴庁の指示に従って、調査を実施しました。
- ▶ 本調査業務は、契約等に基づく調査手続を実施し、その実施結果及びそれに基づく助言等についての報告書を作成する業務であり、いかなる意見の表明も、保証の提供をするものでもありません。
- ▶ 本調査において報告した事項をどのように判断するか、および、収集した情報に基づきどのような意思決定を行うかについては、貴庁の責任においてなされるものであることを予めご了承ください。

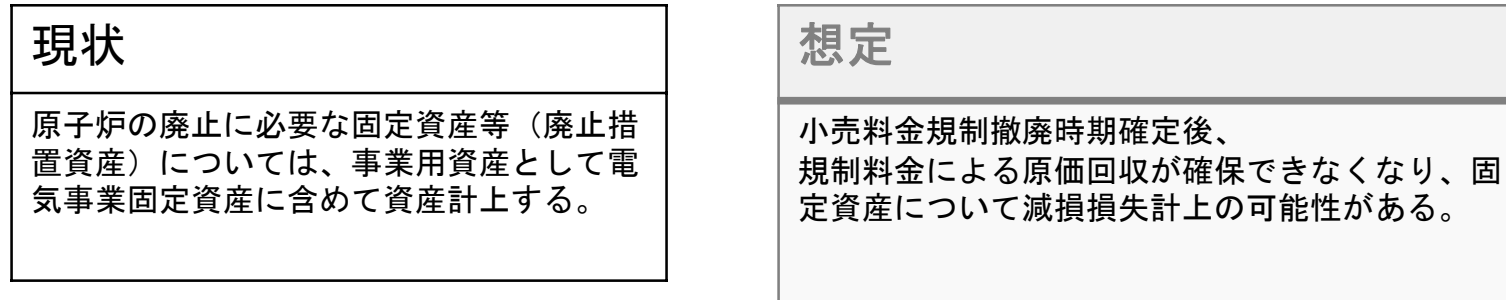
2. 検討のスコープ

- ▶ 現状、原子力事業者においては、総括原価方式の規制料金による原価回収を前提とした原子力特有の会計処理が行われています。この原子力特有の会計処理について、電力システム改革の進展による競争環境下において想定される影響・課題を検討します。
- ▶ 廃炉を円滑に進めるための会計関連制度の詳細制度設計に資する料金・会計制度について検討します。



3. 個別論点

(1) 廃止措置資産



影響・課題

- ✓ 規制料金撤廃後に料金回収を予定していた簿価相当額は回収不能となり、減損処理が求められる可能性がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 料金規制が残る託送料金での回収措置が必要と考えられる。

3. 個別論点

(2)-1 廃炉費用（費用化方法）

現状

規制料金原価算定における費用配分方法が適用指針※第8項の「適切に費用計上する方法」であることを根拠に、運転期間に安全貯蔵期間を加えた年数で均等に費用化する。

想定

規制料金原価算定における費用配分の方法に関する定めが無くなるため、適用指針第8項を適用する根拠を失う。

※ 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」

影響・課題

- ✓ 規制料金による原価回収制度がなくなった場合に、有形固定資産の減価償却方法（15年・定率など）に変更することを検討する必要がある。
- ✓ 有形固定資産の減価償却方法に基づき計上することとなる場合には、過年度遡及を含め電力会社の財政状態に与える影響が大きい可能性がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 従来どおりの費用化方法を継続する場合には、現状の解体引当金省令※を存続したうえで、その選択に合理的根拠を示すことが必要と考えられる。
- ✓ 料金規制が残る託送料金での回収措置が必要と考えられる。

※ 「原子力発電施設解体引当金に関する省令」及び「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」

3. 個別論点

(2)-2 廃炉費用（見積方法）

現状

解体費用の総見積額は解体引当金省令に基づき算定する。（一次近似式）

想定

規制料金原価算定としての一次近似式による解体費用の見積りの合理性が会計との関連性が無くなる。
また、廃炉の実績が増えることにより解体費用の個別積算見積りの実例が増える。現状の見積方法に限らず、最も合理的な見積方法を採用すべきことになる。

影響・課題

- ✓ 解体費用の総見積額の算定方法としては一次近似式以外の方法も考えられることから、その合理性について適切に検討する必要がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 一次近似式による見積りを継続するためには、解体引当金省令を維持したうえで事業者が自ら見積り方法の合理性を整理する必要と考えられる。
- ✓ 料金規制が残る託送料金での回収措置が必要と考えられる。

3. 個別論点

(3)-1 使用済燃料再処理費用（過去分）

現状	想定
使用済燃料再処理等既発電費については、託送料金に含めて回収することが認められていることを一つの根拠に、平成17年度の引当計上基準変更時差異については、平成17年度より15年間にわたり遅延認識する。	発送電分離後は、託送料金で回収される使用済燃料再処理等既発電費に相当する資金について、送配電会社から発電会社へ受渡しが行われる。



影響・課題

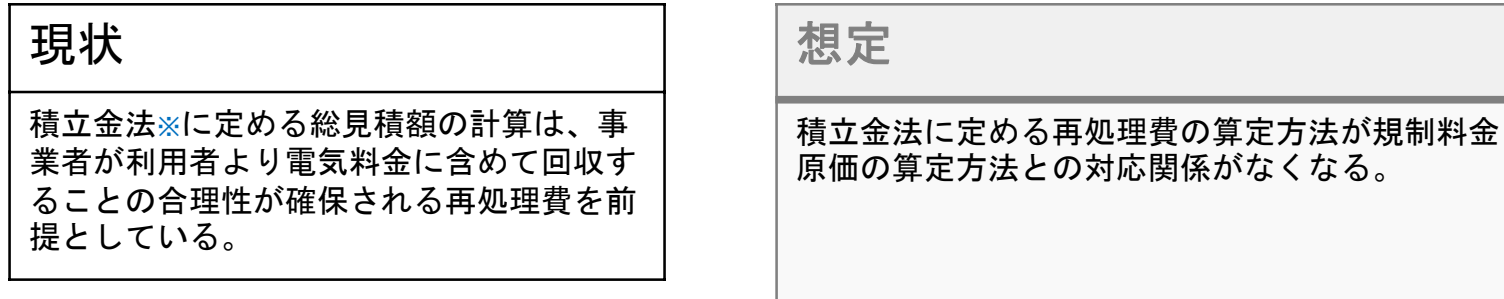
- ✓ 託送料金として回収された資金が発電会社へ受渡しされることが制度的に担保されていないと、遅延認識の根拠を失い、一括費用処理が求められる可能性がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 託送料金に含めて送配電会社が回収することに加えて、発電会社への資金受渡しが担保されていることが必要と考えられる。

3. 個別論点

(3)-2 使用済燃料再処理費用（見積方法）



※「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」

影響・課題

- ✓ 会計上の使用済燃料再処理等引当金に係る総見積額及び引当単価、割引率については、小売料金規制撤廃後においては、事業者が自ら合理性を示す必要が生じる可能性がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 積立金法に基づき事業者が積立てる資金を規制料金により回収する制度措置が必要と考えられる。
- ✓ 事業者が自ら合理性の根拠を整理することが必要と考えられる。

3. 個別論点

(3)-3 白地（見積方法）

現状

具体的な再処理計画が定まるまでは料金原価に算入しないこととされているものの、将来的には料金原価の対象となることが前提に使用済燃料再処理等準備引当金として計上する。

想定

規制料金による原価回収の見込みが無くなること及び計画外廃炉により六ヶ所再処理施設での再処理予定量（黒地）の減少が想定されることから、白地から黒地への振替の可能性がある。

影響・課題

- ✓ 計画外廃炉による再処理予定量の減少及び料金規制による原価回収の制度が無くなることから、黒地と白地の区分が明確でなくなり、引当単価と割引率について見直しの可能性がある。
- ✓ 白地部分についても黒地と同様の引当単価となる場合には、多額の一括費用計上が必要となる可能性がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 六ヶ所再処理施設での再処理計画の見直しをしたうえで黒地の対象を特定することが必要と考えられる。
- ✓ 従来通りの見積方法を継続するためには、白地部分の位置付け（第二再処理工場）を含め、改めて核燃料サイクル政策に関する議論が必要と考えられる。

3. 個別論点

(4) 卸電気事業者

現状

卸供給料金算定規則において、卸電力料金にBE過去分の原価算入が認められており、受電会社でも過去の受電分に係るBE過去分について「他社購入電源費」として料金原価に算入することが認められていることで、卸電気事業者にてBE過去分に係る遅延認識が行われている。

想定

卸料金規制撤廃により、卸電気事業者による料金回収の担保がなくなる。

影響・課題

- ✓ 遅延認識は、卸料金規制と託送回収という制度による資金回収が担保されていたことが一つの根拠であると考えられ、卸料金規制が撤廃され当該資金回収の担保を失い、遅延認識が認められない可能性がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 遅延認識を継続するためには、卸電気事業者が所要資金を将来にわたって確実に回収できる担保が必要と考えられる。

3. 個別論点

(5) 繰延税金資産の回収可能性

現状

会社区分の判定について、総括原価による規制料金の存在と地域独占という電気事業の事業環境の特性を踏まえ、将来収支予測と課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断する。

想定

小売全面自由化及び地域独占が撤廃され、競争環境が進展を踏まえ、将来課税所得の見積りができない。

影響・課題

- ✓ 事業環境の変化を踏まえた将来収益及び課税所得予測に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められる。

3. 個別論点

(6)-1 計画外廃炉

現状（H27.3省令改正前）

計画外の廃炉となった場合、発電資産・核燃料等は廃炉判断時に一括費用計上することが必要となる。

想定

エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い、計画外の早期運転終了となる。

影響・課題

- ✓ 計画外の早期運転終了の場合、廃炉決定に際して、多額の減損損失等が計上され、財務状況が悪化する可能性がある。

必要と考えられる措置

- ✓ 減損損失等の計上を回避するためには、損失相当のキャッシュ・イン・フロー（例えば、規制料金による収入）を確実にする制度的措置が必要と考えられる。

3. 個別論点

(6)-2 計画外廃炉 具体的な制度設計にあたって

発電資産・核燃料等について運転終了後も資産計上したうえで一定期間をかけて費用計上する会計制度の具体的な制度設計にあたって、以下の会計上の論点が考えられます。

会計上の論点

- ① 資産性について
 - ・ 計上する資産の会計的性格
 - ・ 対象範囲などの明確化
- ② 費用計上方法について
 - ・ 料金による回収と費用計上の関連性
- ③ 会計整理科目について
 - ・ 会計的位置付けに応じた適切な科目

必要と考えられる措置

- ✓ 我が国の会計基準に従い資産計上を継続するためには、料金規制が残る託送料金での回収措置が必要と考えられる。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYメンバーファームです。全国に拠点を持つ日本最大級の監査法人業界のリーダーです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザーの分野で高品質なサービスを提供しています。EYグローバル・ネットワークを通じ、日本を取り巻く経済活動の基盤に信頼をもたらし、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.